

静岡県立富士宮西高等学校峻友会々則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は峻友会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の教育に協力し、その発展に寄与することをもって目的とする。

第 3 条 本会はその事務局を富士宮市淀師 1 5 5 0 番地 静岡県立富士宮西高等学校内に置く。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦をはかること。
2. 会報および会員名簿などの発行。
3. 母校の教育の振興に関すること。
4. その他本会の振興、発展に必要と認められる事項。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の通りである。

1. 正 会 員 静岡県立富士宮西高等学校卒業生
2. 特別会員 母校の現教職員および旧教職員

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
 2. 副会長 若干名
 3. 常任幹事 若干名
 4. 幹事 各卒業年次 1～2 名
 5. 支部長 各支部 1 名
 6. 監事 2 名
- 2 本会に必要なに応じて顧問若干名を置くことができる。

第 7 条 役員の選出は次の方法による。

1. 会長、副会長は正会員の中から選出し、総会の承認を得る。
2. 常任幹事は幹事および会員の中から会長が委嘱する。
3. 幹事は各期卒業生の中から選出する。
4. 支部長は各支部会員より選出する。
5. 監事は会員の中から会長が委嘱する。
6. 顧問は幹事会の推薦により会長が委嘱する。

第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 9 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 常任幹事は、本会の会務を執行する。
4. 幹事は、本会の会務を審議する。
5. 支部長は各支部を代表し、支部の会務を執行し、必要に応じて会務に参画する。
6. 監事は本会の会計を監査する。
7. 顧問は本会の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第 5 章 会 議

第 10 条 会議は総会、常任理事会、幹事会および支部長会とする。

第 11 条 総会は本会の最高議決機関で会長が召集する。定期総会は毎年 1 回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき開催することができる。

2 総会は本会会則に定めるもののほか、次の事項について審議する。

1. 予算・決算の承認
2. 事業計画および報告
3. 会則の改廃
4. その他重要事項

第 12 条 常任幹事会は、会長、副会長および常任幹事をもって構成し、必要に応じて、会長が召集主宰する。常任幹事会は会務を企画、運営する。

第 13 条 幹事会は、常任幹事会の構成員と幹事をもって構成し、必要に応じて会長が召集主宰する。幹事会は会務を審議する。

2 幹事会は、次期総会までの代議機関とする。

第 14 条 支部長会は、常任幹事会の構成員と支部長をもって構成し、必要に応じて会長が召集主宰する。

第 15 条 本会のすべての会議の議決は出席人数の過半数による。

第 6 章 支 部 会

第 16 条 本会は必要に応じて支部を置く。

- 2 支部の設置、改廃は幹事会の承認を経て、総会に報告する。
- 3 支部の規約は別に定める。

第 7 章 会 計

第 17 条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

第 18 条 会費については別に定める。

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 付 則

第 20 条 本会則は昭和 59 年 3 月 1 日から施行する。

第 21 条 本会に必要な細則は常任幹事会を経て、会長が制定する。

静岡県立富士宮西高等学校峻友会 会費規定

第 1 条 本規定は 静岡県立富士宮西高等学校峻友会 会則第 18 条の規定に基づいて、会費について定める。

第 2 条 会費は 10000 円とし、母校卒業時に納入する。

第 3 条 経済事情等の変化によって、本会の正常な運営に支障をきたした時、臨時追徴会費を幹事会の承認を経て徴収する。

2 臨時追徴会費の徴収金額および徴収方法はその際に定める。